

地方単独事業に係る国民健康保険の国庫負担金の減額調整措置の見直し  
を求める意見書

今国会において「持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律」が成立し、国保の財政基盤の強化や都道府県による財政運営に向けて具体的な改革作業が始まるところである。

国保改革に当たっては、国と地方の協議により、地方単独事業に係る国庫負担金の減額調整措置の見直し等が今後の検討課題とされたところである。

一方、地方創生の観点から人口減少問題に真正面から取り組むことが求められており、全国の自治体では単独事業として乳幼児医療費の助成制度の拡充等に取り組む事例が多くみられる。

こうした状況の中で、全ての自治体で取り組まれている乳幼児医療の助成制度等、単独の医療費助成制度に対する国保の国庫負担金の減額調整措置について、下記のとおり早急に見直しを行うよう強く要請する。

記

1. 人口減少問題に取り組むいわゆる地方創生作業が進む中、地方単独事業による子ども等に係る医療費助成と国保の国庫負担金の減額調整措置の在り方について、早急に検討の場を設け、結論を出すこと。
2. 検討に当たっては、少子高齢化が進行する中、子育て支援、地方創生、地域包括ケア等の幅広い観点から実効性ある施策を進めることが必要であり、そうした観点から子ども等に係る医療の支援策を総合的に検討すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成27年6月22日

愛知県丹羽郡大口町議会

(提出先)

内閣総理大臣	安倍	晋三	殿
厚生労働大臣	塩崎	恭久	殿
財務大臣	麻生	太郎	殿
総務大臣	高市	早苗	殿